

岡保福総第19号  
令和7年9月4日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年3月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和7年3月実施分）

保健福祉局 保健福祉部 保健福祉企画総務課

指摘事項

収入事務について

令和7年1月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において10万円（収納率0%）認められました。

今後とも、この解消に努力をしてください。

改善措置状況

これまで、滞納繰越分の返納金については、文書催告のほか、訪問催告をしてまいりました。令和7年7月10日に債務者宅への訪問催告を実施したところ、当該建物が居住不能な状態であることを確認しました。今後とも債務者の居所を調査し、岡山市債権管理条例に基づき、引き続き適切な債権管理に努めてまいります。

（参考）

返納金（滞納繰越分）

（令和7年8月31日現在）

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
民生費雑入	返納金（滞納繰越分）	円 100,000	円 0	円 100,000	% 0